

条	改正前	条	改正後																							
	【個人情報の取扱いに関する規約】(株式会社新生銀行)		【個人情報の取扱いに関する規約】(株式会社新生銀行)																							
第7条	<p>(銀行が加盟する個人信用情報機関)</p> <p>銀行が加盟する個人信用情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人信用情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>個人信用情報機関名・主な加盟会員</th> <th>住所・電話番号・ホームページアドレス</th> <th>○/△</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国銀行個人信用情報センター</td> <td>〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL:0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL:0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table>	個人信用情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△	全国銀行個人信用情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>	○	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL:0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>	○	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL:0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>	△	<p>第7条</p> <p>(銀行が加盟する個人信用情報機関)</p> <p>銀行が加盟する個人信用情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人信用情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、<b>加盟</b>会員名等は各機関のホームページに掲載されています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>個人信用情報機関名・主な加盟会員</th> <th>住所・電話番号・ホームページアドレス</th> <th>○/△</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国銀行個人信用情報センター</td> <td>〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL:0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL:0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table>	個人信用情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△	全国銀行個人信用情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>	○	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL:0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>	○	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL:0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>	△
個人信用情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△																								
全国銀行個人信用情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>	○																								
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL:0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>	○																								
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL:0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>	△																								
個人信用情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△																								
全国銀行個人信用情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL:03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>	○																								
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL:0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>	○																								
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL:0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>	△																								
	2020年05月21日改定		2021年04月19日改定																							
	登録 No.11112 <a href="#">20.05</a>		登録 No.11112 <a href="#">21.04</a>																							

条	改正前	条	改正後
	【ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】 (スマートマネーレンディング規約)		【ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】 (スマートマネーレンディング規約)
第 10 条	<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>(1) 次の各号の事由が一つでも生じたときは、銀行から催告がなくても、会員は当然に期限の利益を失い、本契約に基づく残債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>① 会員が銀行に届け出た内容に虚偽の申告があったことが判明したとき</p> <p>② 会員が本契約に基づく返済を 1 回でも怠ったとき</p> <p>③ 会員が民事執行、仮差押、仮処分、租税公課の滞納処分を受けたとき <u>または会員が破産、民事再生、その他倒産処理に関する法令による手続を自ら申し立てたときもしくは申立てを受けたとき</u></p> <p>④ 会員が支払を停止したとき</p> <p>⑤ 会員が手形または小切手の不渡りを受けたとき</p> <p>⑥ <u>会員について相続の開始があったとき</u></p> <p>⑦ 会員が保証会社および再保証会社と締結した保証および再保証委託約款、その他の契約に基づき、保証会社および再保証会社から保証の取消、解約または解除等の通知があったとき</p> <p>⑧ 住所変更等の届出を怠る等会員の責めに帰すべき事由により、会員の所在が不明となったとき</p> <p>⑨ 会員が銀行または保証会社および再保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき</p> <p>⑩ その他会員の信用状態が著しく悪化したとき</p> <p>(2) 次の各号の事由が一つでも生じたときは、銀行からの請求によって、会員は期限の利益を失い、本契約に基づく残債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>① 銀行および保証会社ならびに再保証会社が会員について債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めるとき</p> <p>② その他会員が本契約事項または本規約その他本契約に関するいずれかの約定に違反したとき</p>	第 10 条	<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>(1) 次の各号の事由が一つでも生じたときは、銀行から催告がなくても、会員は当然に期限の利益を失い、本契約に基づく残債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>① 会員が銀行に届け出た内容に虚偽の申告があったことが判明したとき</p> <p>② 会員が本契約に基づく返済を 1 回でも怠ったとき</p> <p>③ 会員が民事執行、仮差押、仮処分、租税公課の滞納処分を受けたとき</p> <p>④ <u>会員が破産、民事再生、その他倒産処理に関する法令による手続を自ら申し立てたときまたは申立てを受けたとき</u></p> <p>⑤ 会員が支払を停止したとき</p> <p>⑥ 会員が手形または小切手の不渡りを受けたとき</p> <p>⑦ 会員が保証会社および再保証会社と締結した保証および再保証委託約款、その他の契約に基づき、保証会社および再保証会社から保証の取消、解約または解除等の通知があったとき</p> <p>⑧ 住所変更等の届出を怠る等会員の責めに帰すべき事由により、会員の所在が不明となったとき</p> <p>⑨ 会員が銀行または保証会社および再保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき</p> <p>⑩ その他会員の信用状態が著しく悪化したとき</p> <p>(2) 次の各号の事由が一つでも生じたときは、銀行からの請求によって、会員は期限の利益を失い、本契約に基づく残債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>① 銀行および保証会社ならびに再保証会社が会員について債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めるとき</p> <p>② その他会員が本契約事項または本規約その他本契約に関するいずれかの約定に違反したとき</p>
	2019 年 7 月 30 日 制定		2021 年 04 月 19 日 改定
	登録 No.11114 20.05		登録 No.11114 21.04

条	改正前	条	改正後
	【保証および再保証委託約款】		【保証および再保証委託約款】
第3条	<p>(求償権の事前行使)</p> <p>(1)委託者が次の各号の1つでも該当または該当するおそれのあるときは、委託者は、乙および丙からの何らの通知、催告なしに、乙または丙のいずれか一方が次条の代位弁済前に求償権を行使しても何らの異議を述べないものとします。</p> <p>①仮差押・差押・仮処分もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき</p> <p>②公租公課につき差押、または保全差押を受けたとき</p> <p>③振り出した手形・小切手が不渡となったとき</p> <p><u>④相続の開始があったとき</u></p> <p>⑤原契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき(乙の委託者に対する求償権の行使の場合に限るものとします。)</p> <p>⑥本保証委託契約に基づき委託者が乙に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき(丙の委託者に対する求償権の行使の場合に限るものとします。)</p> <p>⑦甲、乙または丙に対する他の債務の1つでも期限の利益を喪失したとき</p> <p>⑧住所変更の届出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙または丙において委託者の所在が不明となったとき</p> <p>⑨乙が提供するクレジットカードサービスであるdカードに係る会員資格が取り消しとなったとき</p> <p>⑩甲以外の金融機関との間で締結した原契約と同種の契約において、乙または丙による代位弁済が発生したとき</p> <p>⑪その他、原契約に係る期限の利益を喪失したとき</p> <p>⑫前各号に定めるほか、債権保全のために必要があると乙または丙が認めるとき</p> <p>(2)乙または丙が前項により求償権を行使する場合には、委託者は、民法461条に基づく主張を行いません。</p>	第3条	<p>(求償権の事前行使)</p> <p>(1)委託者が次の各号の1つでも該当または該当するおそれのあるときは、委託者は、乙および丙からの何らの通知、催告なしに、乙または丙のいずれか一方が次条の代位弁済前に求償権を行使しても何らの異議を述べないものとします。</p> <p>①仮差押・差押・仮処分もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき</p> <p>②公租公課につき差押、または保全差押を受けたとき</p> <p>③振り出した手形・小切手が不渡となったとき</p> <p><u>④原契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき(乙の委託者に対する求償権の行使の場合に限るものとします。)</u></p> <p><u>⑤本保証委託契約に基づき委託者が乙に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき(丙の委託者に対する求償権の行使の場合に限るものとします。)</u></p> <p>⑥甲、乙または丙に対する他の債務の1つでも期限の利益を喪失したとき</p> <p>⑦住所変更の届出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙または丙において委託者の所在が不明となったとき</p> <p>⑧乙が提供するクレジットカードサービスであるdカードに係る会員資格が取り消しとなったとき</p> <p>⑨甲以外の金融機関との間で締結した原契約と同種の契約において、乙または丙による代位弁済が発生したとき</p> <p>⑩その他、原契約に係る期限の利益を喪失したとき</p> <p>⑪前各号に定めるほか、債権保全のために必要があると乙または丙が認めるとき</p> <p>(2)乙または丙が前項により求償権を行使する場合には、委託者は、民法461条に基づく主張を行いません。</p>
	<p>附則(2019年7月30日)</p> <p>1 この規約は2019年7月30日より実施します。</p> <p>附則(2020年3月22日)</p> <p>1 この改定規約は2020年3月22日より実施します。</p> <p>附則(2021年3月26日)</p> <p>1 この改定規約は2021年3月26日より実施します。</p>		<p>附則(2019年7月30日)</p> <p>1 この規約は2019年7月30日より実施します。</p> <p>附則(2020年3月22日)</p> <p>1 この改定規約は2020年3月22日より実施します。</p> <p>附則(2021年3月26日)</p> <p>1 この改定規約は2021年3月26日より実施します。</p> <p><u>附則(2021年4月19日)</u></p> <p><u>1 この改定規約は2021年4月19日より実施します。</u></p>
	登録 No.11115 21.03		登録 No.11115 21.04

条	改正前	条	改正後																							
			【個人情報の取扱いに関する規約】(再保証会社: 新生フィナンシャル株式会社)																							
<p>第7条 (再保証会社が加盟する個人情報機関)</p> <p>再保証会社が加盟する個人情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。</p> <table border="1" data-bbox="166 411 1359 1087"> <thead> <tr> <th>個人情報機関名・主な加盟会員</th> <th>住所・電話番号・ホームページアドレス</th> <th>○/△</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国銀行個人情報センター</td> <td>〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL: 03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL: 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL: 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△	全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL: 03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>	△	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL: 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>	○	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL: 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>	○	<p>第7条 (再保証会社が加盟する個人情報機関)</p> <p>再保証会社が加盟する個人情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、<b>加盟</b>会員名等は各機関のホームページに掲載されています。</p> <table border="1" data-bbox="1596 411 2789 1087"> <thead> <tr> <th>個人情報機関名・主な加盟会員</th> <th>住所・電話番号・ホームページアドレス</th> <th>○/△</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国銀行個人情報センター</td> <td>〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL: 03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL: 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</td> <td>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL: 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△	全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL: 03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>	△	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL: 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>	○	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL: 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>	○	<p>【個人情報の取扱いに関する規約】(再保証会社: 新生フィナンシャル株式会社)</p>
個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△																								
全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL: 03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>	△																								
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL: 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>	○																								
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL: 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>	○																								
個人情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△																								
全国銀行個人情報センター	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-1 TEL: 03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>	△																								
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館 TEL: 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>	○																								
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL: 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>	○																								
2020年05月21日改定		2021年04月19日改定																								